

鳥取県告示第693号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成21年11月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
琴 浦 町	平成19年度から 平成20年度まで	琴浦町（大字倉坂、 大字三保及び大字美 好の各一部）の地籍 図及び地籍簿	琴浦町大字倉坂、 大字三保及び大字 美好の各一部	平成21年11月17日
南 部 町	平成18年度から 平成21年度まで	南部町（天萬、宮前 及び諸木の各一部） の地籍図及び地籍簿	南部町天萬、宮前 及び諸木の各一部	〃